

京 都 大 学 産 官 学 連 携 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 本部に、副本部長を置く。</p> <p>2 副本部長は、本学の教職員のうちから、<u>本部長が指名する。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p>2 副本部長は、本学の教職員のうちから、<u>本部長が指名し、総長が委嘱する。</u></p> <p>3～4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年10月1日から施行する。</p>